

鹿角市再犯防止推進計画

計画期間

令和3年度～令和7年度

(2021年度～2025年度)

令和3年3月

秋田県 鹿角市

目次

第1章	計画の基本的事項	1
	1 位置付け	
	2 計画の経緯	
	3 本市の計画策定の目的	
	4 計画の期間	
第2章	数値目標・参考数値	2
	1 数値目標	
	2 参考数値	
第3章	取組方針と取組項目	5
	1 取組方針	
	2 取組項目	
第4章	取組の内容	
	1 保健医療・福祉サービスの利用促進	6
	(1) 高齢者や障がいのある人への支援	
	(2) 薬物等に依存している人への支援	
	(3) 様々な問題を抱えている人への支援	
	2 就労と居場所の確保	11
	(1) 就労に対する支援	
	(2) 居場所に対する支援	
	3 児童・生徒等への教育	15
	4 民間協力者の活動と広報・啓発活動の推進による地域への理解醸成	17
	5 安全安心なまちづくりの推進	18
	用語・法務関係機関の説明	20

第1章 計画の基本的事項

1 位置付け

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

2 計画の経緯

全国の刑法犯の再犯者率は平成18年の38.8%から平成30年には48.8%に上昇していることから、犯罪を減らすために、再犯を防止することが重要な取組であると認識されるようになりました。このことを踏まえ、国民が犯罪被害を受けることを防止し、安全で安心な生活ができるよう平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体でも計画の策定について努力義務化されました。秋田県では令和2年3月に「秋田県再犯防止推進計画」を策定しています。

こうしたことから、本市においても再犯の防止等に関する取組を総合的に進めるため、再犯防止推進計画を策定するものです。

3 本市の計画策定の目的

鹿角警察署における、令和元年の刑法犯検挙者のうち、再犯者が占める割合は半数となっています。犯罪をした者等が円滑に社会復帰を果たすために必要な行政サービス等を整理・提供し、また、本市の様々な施策に再犯防止(犯罪をした者等の社会復帰促進)の視点を反映させることで、再犯を防止するとともに、市民が安全で安心に暮らせる社会の実現を目指します。

4 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

<参考>犯罪をした者等とは

犯罪をした者等とは、警察で検挙されたあとに、検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予や罰金・科料となった人、矯正施設を仮釈放された人や満期釈放となった人、保護観察に付された人を言います。地域社会に戻る人たちの中には、社会復帰に向けて支援を必要とする人がいます。

第2章 数値目標・参考数値

1 数値目標

国や秋田県の数値目標を参考に鹿角警察署における令和元年の刑法犯検挙者中の再犯者数13人に対して、計画終了年度までに20%以上の減少を目指します。

⇒令和7年目標 10人以下

2 参考数値

○刑法犯の検挙者数の推移

※下表における「再犯者」とは、刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいう。

秋田県警察

単位(人・%)

	H27	H28	H29	H30	R1
検挙者数	1,423	1,364	1,267	1,186	984
うち)再犯者数	695	683	621	574	493
検挙者数に占める再犯者率	48.84	50.07	49.01	48.40	50.10

うち、鹿角警察署

単位(人・%)

	H27	H28	H29	H30	R1
検挙者数	39	29	28	37	26
うち)再犯者数	12	13	18	17	13
検挙者数に占める再犯者率	30.77	44.83	64.29	45.95	50.00

秋田県警察本部刑事企画課提供データを基に鹿角市作成

○令和元年 鹿角警察署の犯罪統計データ

① 罪種別 初犯者・再犯者別 性別 検挙人員(少年を除く)

単位(人)

	総数		初犯者		再犯者	
		うち)女性		うち)女性		うち)女性
刑法犯総数	25	9	12	3	13	6
うち)凶悪犯	1	0	0	0	1	0
うち)粗暴犯	3	0	2	0	1	0
うち)窃盗犯	13	7	5	1	8	6
うち)知能犯	1	1	1	1	0	0
うち)風俗犯	0	0	0	0	0	0

② 罪種別 犯行時の年齢別 検挙人員(少年を除く)

単位(人)

	総数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
刑法犯総数	25	1	4	5	5	0	10
うち)凶悪犯	1	0	0	1	0	0	0
うち)粗暴犯	3	0	1	1	1	0	0
うち)窃盗犯	13	0	1	1	2	0	9
うち)知能犯	1	0	0	1	0	0	0
うち)風俗犯	0	0	0	0	0	0	0

③ 罪種別 犯行時の職業別 検挙人員(少年を除く)

単位(人)

	総数	有職者	無職	
			学生・生徒等	無職者
刑法犯総数	25	11	0	14
うち)凶悪犯	1	0	0	1
うち)粗暴犯	3	2	0	1
うち)窃盗犯	13	3	0	10
うち)知能犯	1	1	0	0
うち)風俗犯	0	0	0	0

法務省矯正局提供データを基に鹿角市作成

○受刑者に対する認知症スクリーニング検査の実施結果

※原則として、新たに刑務所に入所した受刑者かつ入所時の年齢が60歳以上の人を実施したもの。

※下表は、あくまでも検査試行施設の実施結果であり、全刑事施設における認知症高齢受刑者の状況等を表すものではない。

① 平成30年 8刑務所(札幌、宮城、府中、名古屋、大阪、広島、高松、福岡) 単位(人・%)

検査実施者 (すべて男性)	認知症傾向ありの人 (※1)	認知症の診断ありの人 (※2)	認知症と診断された 人の割合
904	109	35	3.87

② 令和元年 10刑務所(上記8刑務所に栃木、和歌山の女子刑務所が追加) 単位(人・%)

検査実施者		認知症傾向ありの人 (※1)		認知症の診断ありの人 (※2)		認知症と診断された 人の割合	
908		126		50		5.51	
男	女	男	女	男	女	男	女(※3)
871	37	120	6	50	0	5.74	-

※1「認知症傾向ありの人」については、長谷川式認知症スケールによる認知症スクリーニング検査を実施し、検査の得点が基準点以下であった人を指す。

※2「認知症の診断ありの人」については、検査を実施した人のうち、医師の診察において認知症の確定診断を受けた人を指す。

※3令和元年の検査実施結果においては、女子受刑者については、医師の診察において認知症の確定診断を受けた人はいなかった。

法務省矯正局提供データを基に鹿角市作成

第3章 取組方針と取組項目

1 取組方針

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない、居場所がない、高齢で身寄りがない、障がいがある、薬物やアルコール等に依存している、十分に教育を受けていないなど、様々な支援を必要とする人がいます。このような人たちが円滑に社会復帰を果たすためには、自らの努力はもとより、地域の理解も必要です。

そのため、本市のまちづくりの基本理念である「共働」の理念のもと、必要な行政サービス等の提供と、市民の理解と関心を高められる取組を展開します。

2 取組項目

本市では、取組方針に基づき、市民が安全で安心して暮らせるように、地域や関係機関との連携により、次の項目に取り組みます。

- 1 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 2 就労と居場所の確保
- 3 児童・生徒等への教育
- 4 民間協力者の活動と広報・啓発活動の推進による地域への理解醸成
- 5 安全安心なまちづくりの推進

第4章 取組の内容

1 保健医療・福祉サービスの利用促進

(1) 高齢者や障がいのある人への支援

【現状と課題】

○国の計画では、出所後2年以内に刑務所に再入所する人のうち、65歳以上の割合が全世代の中で最も高く、また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短く、再犯リスクが高いことが明らかになっています。

鹿角警察署においても令和元年の刑法犯検挙人員数(少年を除く)は、25人であり、そのうち65歳以上の高齢者は10人(40.0%)となっています。

○全国の65歳以上の入所受刑者人員は、年々増加しており、平成7年と比べて平成26年は約4.6倍となりました。こうしたことから、法務省は認知症及び認知症傾向のある受刑者に対する処遇方針等を検討するため、認知症傾向のある受刑者の推計人員、比率等の概数を明らかにすることを目的とした調査を平成26年度に実施しました。その結果、調査対象となった60歳以上の受刑者429人のうち、認知症傾向のある受刑者は59人(13.8%)であり、平成27年6月1日時点における、60歳以上の在所受刑者9,710人のうち、認知症傾向のある受刑者は全国におよそ1,300人いると推計しました。その後、令和元年に全国10刑務所で実施した、新たに刑務所に入所した受刑者のうち、入所時の年齢が60歳以上の人を対象とした認知症スクリーニング検査において、検査実施者のうち、認知症傾向ありの人(検査結果が基準点以下であった人)の割合は13.88%であり、検査後に認知症と診断された者の割合は5.51%でした。

○犯罪をした者等のうち、高齢者や障がいのある人が円滑に社会復帰をするための保健医療や福祉サービスの支援が必要です。

○犯罪をした者等のうち、検挙後に何らかの発達障がいであったと診断される割合が高くなっています。発達障がいの特性により懸念される自己有用感の低下や二次障がいを防ぐため、幼少期の早期発見によるきめ細やかな支援と発達障がいに対する周囲の理解を深める環境整備が必要です。

【主な取組】

～高齢者・認知症～

事業名等	内 容	担当部署
権利擁護推進事業	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るために成年後見制度の利用を促進します。	福祉総務課・あんしん長寿課
地域包括支援センター	高齢者等に関する様々な相談を受け付け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローします。	あんしん長寿課
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を医療・介護の専門職が連携し、アセスメントや家族支援等の初期支援を行います。	あんしん長寿課
認知症カフェ	認知症の人や家族、医療介護に携わる専門職等が集い、認知症について知る、語る、つながる場の設置や認知症市民講演会を開催し、認知症に対する理解を深めます。	あんしん長寿課
認知症市民講演会		

～障がい者～

事業名等	内 容	担当部署
障がい者相談支援事業	障がいに関する様々な相談を受け付けます。	福祉総務課
精神障がい者等ナイトサービス事業	精神障がい者やひきこもりの方の夜間における活動の場を提供し、生活訓練や相談を行います。	福祉総務課
権利擁護推進事業 (再掲)	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るために成年後見制度の利用を促進します。	福祉総務課・あんしん長寿課
地域包括支援センター (再掲)	高齢者等に関する様々な相談を受け付け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローします。	あんしん長寿課

～発達障がい～

事業名等	内 容	担当部署
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や長期休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行います。	福祉総務課

児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	福祉総務課
親子教室事業	未就学児で軽度・中度障がい児を対象に集団生活訓練(親子教室)を開催し、児童の自立を援助するとともに、発達上配慮を必要とする年長児を対象に、通級指導教室(親子すてっぷ教室)を開催します。	すこやか子育て課
5歳児すくすく健康相談事業	5歳児を対象に発達状況の確認を行い、発達障がい等の早期発見・早期支援につなげるほか、保護者や子育て支援者に向けた発達障がいに対する理解促進に取り組みます。	すこやか子育て課
教育支援委員会・調査委員会	就学後も発達障がい等に対する適正な支援を行うため、対象児童の調査や検査を実施し、家庭への相談活動等を行います。	総務学事課
特別支援教育支援員配置事業	小中学校の通常学級に在籍している教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対して支援員を配置します。	総務学事課

～その他～

事業名等	内 容	担当部署
テレフォン病院24事業	医師、看護師等の医療専門職の方が健康、医療、メンタルヘルスに関する電話相談を24時間365日無料で行います。	福祉総務課

(2) 薬物等に依存している人への支援

【現状と課題】

○犯罪を繰り返してしまう人たちの中には、違法薬物やアルコール、ギャンブル等、依存の問題を抱えている人も少なくありません。秋田県警察では令和元年に30人が薬物事犯により検挙され、再犯者は21人となっています。

○覚せい剤取締法違反者を含む薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受ける必要があります。

○危険薬物への知識や依存性のある薬物等へ接しない社会環境の整備をするために、教育や啓発が必要です。

【主な取組】

事業名等	内 容	担当部署
依存症電話相談会「秋田アディクション問題を考える会」	アルコール・薬物・ギャンブル等の相談窓口として、依存症電話相談会「秋田アディクション問題を考える会」(医師・ソーシャルワーカー・保健師・大学教員・市職員・民生委員等で構成)へ職員が参加し、相談を受け付けます。	すこやか子育て課
薬物乱用防止教室	小中学生に対し、薬物乱用による心身及び社会への影響等について、秋田県薬物乱用対策推進本部主催の薬物乱用防止教室を実施します。	総務学事課

(3) 様々な問題を抱えている人への支援

【現状と課題】

○日頃から抱える様々な問題や悩みが、犯罪の引き金となることもあります。相談機関による制度の活用により、それぞれの課題解決を図るとともに、孤立させない支援が必要です。

【主な取組】

～相談事業～

事業名等	内 容	担当部署
総合相談事業	人権擁護委員や行政相談委員による総合相談窓口を設けるほか、弁護士、司法書士、土地家屋調査士による専門的な無料相談を実施します。	市民共動課
消費者行政推進事業	専門員による消費生活相談を実施します。	市民共動課
法テラスとの連携(日本司法支援センター)	消費者トラブルや犯罪等の被害にあった場合、各種制度と連携し、その被害回復のために法制度を利用した総合的な支援を行います。	市民共動課
全世代型包括的支援事業	複合的な福祉課題に対し、包括的に支援できるような相談窓口であり、解決に向けたコーディネートを実施します。	福祉総務課
若者等相談支援事業	ひきこもりやニート、不登校等に対応する総合的な相談を行います。	福祉総務課

子育て世代包括支援センター事業	母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等の相談に応じるとともに、個々のニーズに合わせたサービスを提供する等、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。	すこやか子育て課
地域子育て支援拠点事業	乳児及びその保護者が相互の交流を集う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。	すこやか子育て課
利用者支援事業	子どもと保護者等、また妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう相談・援助をします。	すこやか子育て課
家庭児童相談室運営事業	家庭児童相談員を配置し、様々な問題をもった子どもと保護者等の相談に応じ、必要な助言や情報提供をします。	すこやか子育て課
母子・父子自立支援事業	ひとり親家庭を対象に、社会生活における様々な相談に応じ、その自立に必要な助言や情報提供をします。	すこやか子育て課
子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯等の子どもを対象に、市民ボランティア等による学習支援を行うほか、進路や生活に関する相談活動を実施します。	すこやか子育て課
かづのこもれび教室運営事業	多様化する小中学生及び保護者の相談に対して、学校と関係機関でのネットワークを構築し、有効な支援を行うとともに、不登校の小中学生に対し、学習意欲、自立心、社会性を育て、学校復帰を手助けするための教室を開催します。	総務学事課

～講演会等で知る・学ぶ～

事業名等	内 容	担当部署
家庭教育推進事業	保護者の子育てに対する不安・悩み相談のきっかけづくりとして各種講座(読書・食育・インターネット等)を実施します。	生涯学習課
子育て講演会の開催	子どもの健全育成や子育て不安の解消に向けた講演会を開催します。	すこやか子育て課

2 就労と居場所の確保

(1) 就労に対する支援

【現状と課題】

○平成26年から平成30年に実施した国の調査によると、保護観察終了時の無職の刑務所出所者等の再犯率は有職者と比べ約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが分かっています。犯罪をした者等が再犯や再非行に至らないように、就労し、責任ある社会生活を送ることが重要です。また、就労により安定的に収入を得ることは、貧困をきっかけとした犯罪の抑止につながります。

○県の計画によると、秋田保護観察所で処遇した対象者が保護観察終了時に無職である人の割合は半数近くを占めているとしています。また、鹿角警察署の令和元年の検挙人員においても、犯行時無職であった人は56.0%でした。

○犯罪をした者等が安定した職を得て、そこに定着するためには、本人の意向や適性等を踏まえた、きめ細やかな支援が求められます。また、不安定な収入をきっかけにして起こす犯罪を防ぐことも必要です。

犯罪を未然に防ぐためには、出所者等であるか否かに関係なく利用可能な既存の各種施策・制度の活用を含め、関係機関や民間団体との連携による支援が必要です。

【主な取組】

～就労支援～

事業名等	内 容	担当部署
新規就農者育成支援事業	独立就農、雇用就農を問わず、相談者の希望をもとに様々な担い手支援を行います。	農林課
起業・創業支援事業	起業・創業に対する助成や利子補給の金銭的支援、まちなかオフィスでの相談支援を実施します。	産業活力課
テレワーカー活躍促進事業	ICTを活用したテレワーク等を推進し、女性や若者の多様な働き方による就労選択肢の拡大を促進します。	産業活力課
就職支援事業	若者の地元就職及び職場定着、雇用の拡大・安定と新卒者・中高年者等の雇用環境の向上を図ります。	産業活力課
雇用開発支援事業	商工会への補助金支給により、新卒者等若年労働力の確保と中高年齢者の継続雇用促進を図ります。	産業活力課

女性若者資格取得支援事業	若年者の能力向上と就業機会拡大を目的として、各種資格を取得するための補助金を支給します。	産業活力課
--------------	--	-------

～生活困窮者～

事業名等	内 容	担当部署
就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	福祉総務課
認定就労訓練事業	就労に困難を抱える生活困窮者に対し、就労に向けた訓練支援を行います。	福祉総務課
生活保護受給者に対する就労支援	就労支援員を配置し、ハローワークへの同行や応募書の作成支援、面接の練習等を行い、就労を支援します。	福祉総務課

～障がい者～

事業名等	内 容	担当部署
就労継続支援(B型)事業	就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上が期待される障がいのある人に対し、一定の水準に基づく継続した就労機会の提供や、職業訓練の実施、雇用形態への移行支援を行います。	福祉総務課
就労移行支援事業	一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人に対し、就労に必要な知識や能力の向上、企業等とのマッチングを図ります。	福祉総務課

～高齢者～

事業名等	内 容	担当部署
シルバー人材センター	高齢になっても、就労による社会貢献ができるように、シルバー人材センターを支援、連携します。	あんしん長寿課・産業活力課

～その他～

事業名等	内 容	担当部署
就労と子育ての両立支援	様々な保育サービス(家庭的保育、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、障害児保育、休日保育)やファミリー・サポート・センター事業を実施し、就労と子育ての両立を支援します。	すこやか子育て課

～犯罪をした者等を雇用する企業～

事業名等	内 容	担当部署
鹿角地区更生保護事業協力雇用主会	保護観察対象者及び更生緊急保護者の生計を安定させるため、その者の事情を理解した上で、雇用機会の提供等の支援を行います。	

(2) 居場所に対する支援

【現状と課題】

○適切な住居の確保は、安定した生活を送るための大前提ですが、国の計画によると、刑務所満期出所者の内、約5割が適当な住居が確保されないままに刑務所を出所しており、さらに、住居が確保されていない人の再犯に至るまでの期間が短いということが伺えます。

○住まいを確保した場合でも、犯罪をした者等が抱える孤独感により、地域社会で生きづらさを抱えてしまうといった課題があります。

【主な取組】

～住居～

事業名等	内 容	担当部署
市営住宅	市営住宅を整備し、収入額が一定額以下で市税の滞納のない住宅困窮者に対し、選考の上、市営住宅を提供します。	都市整備課
住宅扶助	生活保護制度の住宅扶助により家賃の支給をします。	福祉総務課
母子生活支援施設	母子家庭の母と子が心身共に健やかな環境の中で生活できるように、施設を利用し、母子の自立への足掛かりとなるよう支援します。	すこやか子育て課

～居場所・交流の場～

事業名等	内 容	担当部署
若者等相談支援事業(再掲)	ひきこもりやニート、不登校等に対応する総合的な相談を行います。	福祉総務課
障がい者地域活動支援センター事業	在宅の障がい者に対して、創作や生産活動の機会を創出するとともに社会交流の機会を提供し、自立と生きがいを推進します。	福祉総務課

こころの個別相談	こころの個別相談やふれあいサロンを開設し、悩みを抱える方が相談できる体制づくりをします。	すこやか子育て課
ふれあいサロン		
老人クラブ活動	自治会等で高齢者等が活動を通して、社会参加や仲間との交流が活発に行われるような環境づくりを行います。	あんしん長寿課
地域生き活きサロン		
わいわいランチ	高齢者が住み慣れた地域で孤立することがなく、生きがいを持って生活できるよう、自治会館等を拠点に開催します。	あんしん長寿課
生涯スポーツ推進事業	誰もが気軽に参加できるスポーツイベントを定期的・継続的に開催することで、居場所づくりとなり、同じ目的を持つ人同士のコミュニティを形成します。	スポーツ振興課

3 児童・生徒等への教育

【現状と課題】

○児童・生徒等の居場所づくりや家庭・学校・地域が密接に連携協力して行う健全育成に関する取組は、児童・生徒等が安心して修学し、安全でのびのびと成長できる環境を整えることに繋がります。

○非行の未然防止や不登校・ひきこもりに関する支援、ソーシャルネットワーキングサービスやインターネットを介した犯罪への接触を防ぐ取組が必要です。

○非行少年については、その立ち直りを支援するため、関係機関との連携が重要です。

【主な取組】

事業名等	内 容	担当部署
若年消費者教育	中学生へ消費者出前講座を実施し、高校生や新成人へ消費者トラブル防止の啓発活動を行います。	市民共動課
児童センター運営事業	自由に遊び、様々な学習や体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる拠点施設として運営し、18歳までの子どもの安全安心な居場所づくりをします。	すこやか子育て課
放課後児童クラブ運営事業	留守家庭の児童に対し、放課後等に健全な遊びと生活の場を提供します。	すこやか子育て課
子どもの学習・生活支援事業 (再掲)	生活困窮世帯の児童・生徒を対象に、市民ボランティア等による学習支援を行うほか、進路や生活に関する相談活動を実施します。	すこやか子育て課
こころの健康づくりに関する講演会	思春期の小中学生に対し、生命の誕生と性、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響等について、正しい知識の普及と理解の促進を図り、自ら正しい判断ができるよう支援します。	すこやか子育て課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童を早期発見、保護し、その家族に対しても長期的な支援を行います。	すこやか子育て課
かづのこもれび教室運営事業 (再掲)	多様化する小中学生及び保護者の相談に対し、学校と関係機関でのネットワークを構築し、有効な支援を行うとともに、不登校の小中学生に対し、学習意欲、自立心、社会性を育て、学校復帰を手助けするための教室を開催します。	総務学事課

奨学資金貸付事業	学生等(高校・高専・大学・短大・専修学校・大学院)の学習意欲を支えるため、奨学制度に基づいた奨学金を貸し付けます。	総務学事課
ネットトラブル防止	小中学生及び保護者に対し、警察官や秋田県教育委員会社会教育主事を講師として招き、ネットトラブル防止のための PTA 親子教室を実施します。	総務学事課
青少年健全育成事業	声かけ運動等の見守り、青少年の非行防止や社会環境浄化運動(白ポスト運動)等青少年が健全に成長できるような環境づくりをします。	生涯学習課
薬物乱用防止教室 (再掲)	小中学生に対し、薬物乱用による心身及び社会への影響等について、秋田県薬物乱用対策推進本部主催の薬物乱用防止教室を実施します。	総務学事課

4 民間協力者の活動と広報・啓発活動の推進による地域への理解醸成

【現状と課題】

○犯罪をした者等の社会復帰のためには、地域の理解が重要ですが、市民にとっては犯罪が必ずしも身近なことではないため、市民の理解と関心を得られるような活動が必要です。再犯を防止し、犯罪や非行のない明るい社会とするためには、自治体及び関係機関との連携を強化することが求められます。

○鹿角地区における保護司の実人員は定数 35 人に対し、36 人（令和 3 年 3 月現在）です。しかしながら、全国的に保護司の高齢化が進んでおり、保護司の担い手確保は本市においても課題となっています。

【主な取組】

事業名等	内 容	担当部署
鹿角地区保護司会	秋田保護観察所及び秋田県保護司会連合会の助言や指導のもと、犯罪や非行により保護観察を受けることになった人の生活を見守り、相談にのったり、指導をしたりする保護観察処遇及び犯罪予防活動を行います。また、非行の未然防止のため、非行について考える学校・生徒と保護司会の交流会を開催します。	
鹿角地区更生保護女性の会	犯罪予防世論の啓蒙、青少年不良化防止活動への協力者として会員の研修を深め、犯罪予防活動や子供たちの健全育成のための活動（放課後児童クラブへの訪問）等を行います。	
鹿角地区更生保護事業協力雇用主会（再掲）	保護観察対象者及び更生緊急保護者の生計を安定させるため、その者の事情を理解した上で、雇用機会の提供等の支援を行います。	
鹿角市‘社会を明るくする運動’実施委員会	犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的とし、市と上記 3 団体ほか 18 の団体で構成しています。市民の更生保護への理解醸成や保護司等民間協力者の活動の担い手確保のために、市民集会の開催や街頭キャンペーンの実施、広報誌、コミュニティ FM、ポスター掲示やのぼり旗掲出による広報啓発活動を実施します。	市民共動課

5 安全安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

○再犯防止のためには、防犯意識の向上を図るとともに、地域コミュニティの活性化により、犯罪が起りにくい安全安心なまちづくりが必要です。

【主な取組】

事業名等	内 容	担当部署
メール配信	市や警察で把握した不審者情報や注意喚起をはじめ、緊急時や平常時の様々な情報を配信します。配信登録についてはHPや広報誌等で加入促進を図ります。	配 信 ▶ 各課 / システム管理 ▶ 総務課
市広報紙	庁内各課で取り組んでいる事業内容や自治会等で行われている活動や行事等について、市広報へ掲載し、情報を提供します。	政策企画課
通話録音装置貸出	65歳以上の高齢者や過去に特殊詐欺等の被害を受けた人々を対象に特殊詐欺被害を防止するため固定電話の通話録音装置を貸し出します。	市民共動課
不法投棄防止対策事業	不法投棄監視員の巡回監視や看板設置により、不法投棄の早期発見や未然防止に努めます。	市民共動課
防犯活動推進事業	防犯指導員の設置や青色防犯パトロール隊の委嘱のほか、防犯協会や警察等の関係機関及び団体と連携して、犯罪や非行の防止活動を実施します。	市民共動課
青少年健全育成事業 (再掲)	声かけ運動等の見守り、青少年の非行防止や社会環境浄化運動(白ポスト運動)等青少年が健全に成長できるような環境づくりをします。	生涯学習課
交通安全施設整備事業	運転者や歩行者の安全性向上を図るため、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備や街灯・道路照明を設置します。	都市整備課
通学路点検	学校、警察、道路管理者(県地域振興局、市都市整備課)と合同で通学路点検を実施します。	総務学事課

交通安全対策推進事業	交通安全運動の実施や交通指導員により、交通安全意識の高揚を図ります。	市民共動課
自治会振興事業	自治会が地域の公共的な団体との位置づけのもと、情報共有や活動支援を行うことで、豊かな地域社会づくりを目指します。	市民共動課
民生委員、児童委員、主任児童委員	地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行い、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。	福祉総務課
認知症サポーター等養成事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせる地域を作ります。	あんしん長寿課
見守りネットワーク推進事業	一人暮らしの高齢者等に対する地域での見守りや日常的な声掛けを通じて、問題を早期に発見するため、協力事業所と協定を結び、見守りネットワークを構築します。	あんしん長寿課

用語・法務関係機関の説明

- 「あ」
- ICT
Information and Communication Technology. 情報通信技術のこと。
 - アセスメント
対象を客観的に調査、評価すること。介護サービスを提供する前段階での情報収集のこと。
 - アディクション
嗜癖。ある特定の物質や行動、人間関係を特に好む性向のこと。
- 「か」
- 仮釈放
矯正施設に収容されている人に更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的に収容期間満了前に仮に釈放すること。仮釈放期間中は保護観察に付される。
- 「き」
- 起訴猶予
不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重および情状並びに犯罪後の状況等により訴追(検察官が控訴を提起)しないこと。
 - 凶悪犯
殺人、強盗、放火、強制性交等の罪を犯した人のこと。
 - 矯正施設
犯罪をした人や非行少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。秋田県内には、秋田刑務所及び秋田少年鑑別所がある。
 - 行政相談委員
行政相談委員法に基づいて、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせ等の相談を市民から受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知等を行う方々のこと。
 - 協力雇用主
犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する民間の事業主のこと。
- 「け」
- 刑法犯
刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される罪を犯した人のこと。
 - 刑務所
受刑者を収容し、処遇を行う施設のこと。県内には秋田刑務所がある。
 - 検挙
警察官や検察官が認知した犯罪行為について被疑者を取り調べること。
 - 権利擁護
認知症や知的障がい、精神障がい等を持つ高齢者や障がい者が有する人間としての

権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

「こ」

・更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続き等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な人に対して、衣食住等の提供等の措置をする制度のこと。

・更生保護

犯罪をした人や非行少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組のこと。

・更生保護女性会

地域の犯罪や非行の予防と犯罪をした人や非行少年の更生保護に協力し、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする女性のボランティア団体またはその会員のこと。秋田県内では24地区ある。

「さ」

・再犯者

刑法犯、特別法犯、(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科または前歴を有し、再び検挙された人のこと。

・再犯の防止等の推進に関する法律第8条

1 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県または市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、または変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

「し」

・自己有用感

「自分は人の役に立っている」「〇〇をすると喜んでもらえる」等、評価されることで得られる感情のこと。

・執行猶予

判決で刑を言い渡すにあたり、犯人の犯情を考慮して、刑の一部を一定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の言い渡しの効力を消滅させる制度のこと。

・少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う機関のこと。東北では、盛岡少年院及び東北少年院(分院の青葉女子学園を含む。)がある。

・少年鑑別所

家庭裁判所の求めに応じて非行少年を鑑別、鑑別所内での観察処遇、地域社会における非行および犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする機関のこと。東北地方では、各県1庁(支所を含む。)ずつ設置。

・**人権擁護委員**

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々のこと。

「す」

・**スクリーニング検査**

無症状者や疾病の疑いのある人を対象に、発症が予測される者や罹患者を発見することを目的に行う検査のこと。

「せ」

・**成年後見制度**

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度のこと。

・**前科・前歴**

一般的に、「前科」は有罪判決により刑が言い渡された事実、「前歴」は警察や検察等の捜査機関により被疑者として捜査の対象となった事実のこと。

「そ」

・**ソーシャルネットワーキングサービス**

人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。SNS。

・**ソーシャルワーカー**

病気や障がい、老化による機能低下等によって生活に問題を抱える人やその家族に対して、適切な助言や支援を行う人のこと。

・**粗暴犯**

暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合の罪を犯した人のこと。

「ち」

・**知能犯**

詐欺等、主として知能を使って罪を犯した人のこと。

「つ」

・**通級指導教室**

障がいの特性に応じて通級による指導という個別の指導を受けるための教室のこと。

「と」

・**特別法犯**

刑法犯以外の罪を犯した人のこと。道路交通法違反・覚せい剤取締法違反、売春防止法違反等に規定される犯罪等がある。

「は」

・**罰金・科料**

一万円以上(罰金)または千円以上一万円未満(科料)の納付を科される刑罰のこと。「科料」は行政罰の「過料」と異なる。

「ひ」

・**非行少年**

・犯罪少年:14歳以上で罪を犯した少年のこと。

・触法少年:14歳未満で犯罪行為をした少年。

(14歳未満の少年については刑事責任を問わない。)

・ぐ犯少年:保護者の正当な監督に服しない性癖がある等、その性または環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると

認められる少年のこと。

「ひ」

•**被疑者**

警察や検察等の捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっているが、まだ起訴されていない人のこと。

「ほ」

•**法務省矯正局**

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理を行う法務省の内部部局。地方支分部局として東北では、仙台がある。

•**保護観察**

犯罪をした人または非行少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導や支援を行うこと。

•**保護観察所**

保護観察、生活環境の更生、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動等を行う機関のこと。秋田県には秋田市にある。

•**保護司**

犯罪をした人や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員のこと。秋田県内には、12の保護区がある。

•**保護処分**

家庭裁判所の審判により、非行少年を善導するための処分のこと。

「ま」

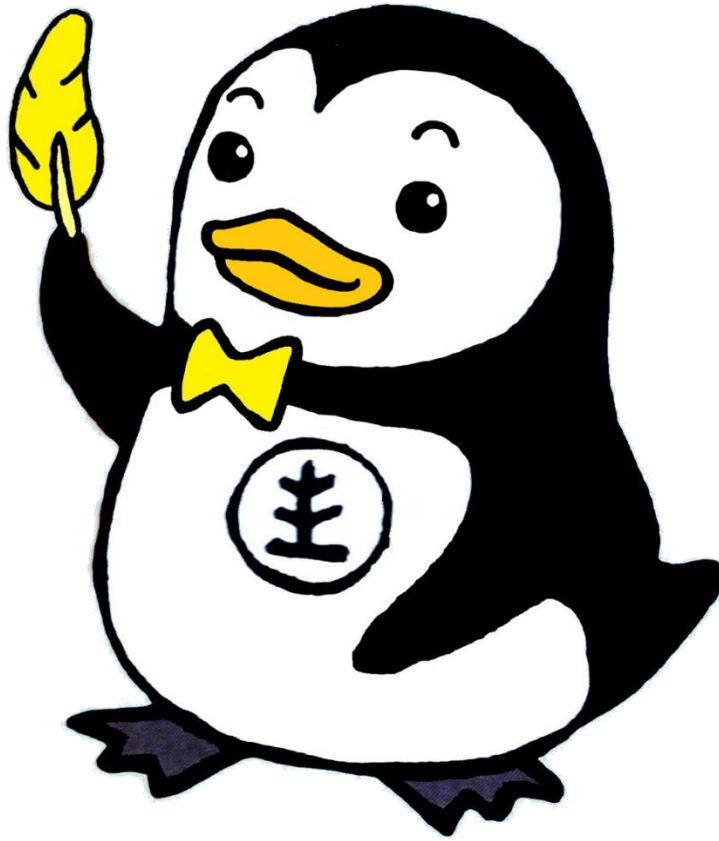
•**満期釈放**

仮釈放にならず、全ての刑期を満了して釈放されること。

「や」

•**薬物事犯者**

麻薬および向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚せい剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬および向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反した人のこと。



更生保護のマスコットキャラクター

更生ペンギンのホゴちゃん

鹿角市再犯防止推進計画

発行 秋田県鹿角市 令和3年3月

編集 鹿角市 市民部 市民共動課

住所 〒018-5292

秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

電話 0186-30-0224

FAX 0186-22-2042